

さあ行こう 今日はおあなたが 主人公



投票日は
7月21日(日)

参議院議員の任期満了に伴う選挙区選挙と比例代表選挙が、7月21日(日)に全国一斉に行われます。大切な1票です。棄権せずに投票しましょう

投票時間は午前7時から午後8時まで

選挙の投票時間は、午前7時～午後8時です。投票するときは、入場整理券を切り離して本人のものだけ持ってきてください。

入場整理券は、封筒1通に6人までの有権者の氏名が記載されています。

入場整理券は、あらかじめ投票日や投票所などを有権者にお知らせし、投票所での受け付けがスムーズに行われるよう送っているものです。

投票用紙の引き換え券ではありませんので、万一、入場整理券が届かなかつたり紛失したりした場合は

合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

市内で投票できる人

- 日本国民で平成5年7月22日までに生まれた人
- 平成25年4月3日までに成田市に住民記録があり、引き続き3カ月以上住んでいる人

選挙区選挙と比例代表選挙

参議院議員選挙には、選挙区選挙と比例代表選挙の2種類の投票があります。

選挙区選挙には候補者氏名を、比例代表選挙には候補者氏名または政党名を書いて投票します。

投票日に用事のある人は期日前投票を

投票日当日に仕事や買い物、旅行、冠婚葬祭などの都合で投票に行けない人は、期日前投票ができます。

日時 7月5日(金)～20日(土) 午前8時30分～午後8時

会場 市役所4階期日前投票所、保健福祉館下総分館(下総支所) 1階期日前投票所、大栄支所 1階期日前投票所

投票手続き 5ページの図の通り

病院や老人ホームなどに入所中の人は不在者投票を
指定病院や老人ホームなどに入

院(入所)中の人は、指定施設内で不在者投票ができます。また、市外に滞在中の人は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

体に障がいのある人は郵便でも投票できます

身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、障がいの程度が一定の要件に当てはまる人、介護保険の要介護状態区分が「要介護5」の人は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けることで、郵便などによる不在者投票ができます。

投票ができる人

身体障害者手帳を持っている人

- 両下肢・体幹・移動機能の障がい
が1級または2級の人
- 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい
が1級 または3級の人
- 免疫・肝臓の障がい
が1級から3級までの人

○両下肢などの障がい
が右記の程度に当てはまること
について知事が証明した人

戦傷病者手帳を持っている人

- 両下肢・体幹の障がい
が特別項症から第2項症までの人
- 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう

う・直腸・小腸・肝臓の障がい
が特別項症から第3項症までの人

○両下肢などの障がい
が右記の程度に当てはまること
について知事が証明した人

介護保険の要介護状態区分が「要介護5」の人

申請の手続き

申請は選挙に関係なく、いつでも受け付けていますので、早めの手続きしてください。

- ①申請書(申請者本人の署名が必要)に、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証を添えて、選挙管理委員会事務局(市役所4階)へ申請します(申請手続きは代理の人で可)
- ②後日「郵便等投票証明書」が郵便などで自宅に送付されます

代理記載制度

郵便などによる不在者投票ができる人で、次の要件に当てはまる人は、あらかじめ選挙管理委員会事務局に届け出た人に投票に関する代理記載をさせることができます。

○身体障害者手帳を持っている人で、手帳に「上肢または視覚の障害の程度が2級」と記載されている人

○戦傷病者手帳を持っている人で、手帳に「上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで」と記載されている人

在外選挙人証を持っていて一時帰国・滞在している人は

在外選挙人名簿に登録されている人は、次のような場合、日本国内で投票することができます。

- 旅行などにより一時帰国している人
- 海外から転入したが、帰国して間もないために、国内の選挙人名簿に登録されていない人

国内で投票する場合にも在外選挙人証の提示が必要です。投票方法などは、在外選挙人名簿に登録されている市区町村に問い合わせてください。

即日開票されます

開票は、投票日当日の午後9時15分から市体育館で行われます。

投票日には市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp>)でも、投票・開票の速報を掲示しています。

※くわしくは選挙管理委員会事務局(☎22・1111 内線3152)へ。

期日前投票手続き

入場整理券を持って期日前投票所へ

1 受け付け

投票日に投票所に行けない理由などを「宣誓書」に記入します



2 投票用紙の交付

選挙人名簿との対照の後、投票用紙の交付を受けます



3 投票

記載台で選挙区選挙には候補者氏名を、比例代表選挙には候補者氏名または政党名を書いて、投票用紙を直接投票箱に入れます

